

令和3年11月26日

徳島税務署との定期協議会の報告について

公益社団法人徳島法人会

徳島税務署と徳島法人会の青年部会、女性部会との定期協議会の開催内容について報告いたします。

令和3年11月24日(水)13時より、徳島税務署長他6名、徳島法人会青年部会8名、女性部会18名、事務局1名の参加により定期協議会を実施いたしました。

徳島税務署からは「税を考える週間」(令和3年11月11日(木)～17日(水))についてその趣旨やテーマ、変遷を中心に説明をいただきました。また、令和3年度「税の作品展」が11月12日(金)から15日(月)までの4日間、マルナカ徳島店3階ロビーにて税に関する優秀作品(作文・習字・絵はがき)の展示がされたこと、多数の方が見学に訪れたこと等が報告されました。また徳島税務署管内における小学生の租税教室実施に当会の青年部会が貢献していることを全実施回数に占める割合でお示しいただきました。

次に、納税者の利便性の向上等について、e-Taxにおける確定申告がスマホ、パソコンで令和3年分から更に便利になった点を説明いただきました。申告と併せて利用することでより便利になるダイレクト納付の申込手続きについてもお話しされました。

続いて令和3年10月1日より登録申請受付開始となった消費税インボイス制度について参考資料を基にその概要を丁寧に説明いただきました。

フリーテーマでの意見交換では、参加の部会員から積極的に質問、意見が出されました。コロナ関連の助成金等の課税に関する意見を皮切りに事業承継税制の説明依頼、子供に資産を引き継ぐ場合で贈与と相続での税金面の違いなどが質問されました。徳島税務署担当官の皆様からパンフレットや税率表で解りやすく説明いただくことが出来ました。また今後の贈与、相続税の方向性について令和3年度税制改正大綱によりお話しいただきました。

最後に、徳島法人会事務局から法人会自主点検チェックシートの意義と活用について説明を行いました。

また国税庁では、税に関する各種情報をホームページで提供していますので、ぜひ、ご利用ください。なお当会のホームページのリンク画面からアクセスすることもできます。

<http://WWW.nta.go.jp/>

当会では、今後も定期協議会で出た意見や対応につきましては、ホームページを通じて皆様にお伝えしてまいります。

## 「税を考える週間」とは

実施  
期間

11月11日～17日

趣旨

税の意義や役割について能動的に考えてもらい、  
税に対する理解を深めてもらう

テーマ

「くらしを支える税」

「週間」  
の  
変遷

昭和29年～  
昭和31年～  
昭和49年～  
平成16年～

「納税者の声を聞く月間」  
「納税者の声を聞く旬間」  
「税を知る週間」  
「税を考える週間」



# 税の作品展

マルナカ徳島店 3階ロビー  
11月12日(金)～11月15日(月)  
初日10:00～17:00  
土日・最終日10:00～16:00

展示内容	小学生	18編
作文	中学生	6編
	高校生	4編
習字	小学生	130点
絵はがき	小学生	20点



マルナカ徳島店 3階ロビー

## 徳島税務署管内の小学校における租税教室開催状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (予定含む)
① 管内学校数	56	55	55	55	55	55	55
② 開催学校数	54	54	54	52	54	44	51
③ 開催割合(②/①)	96.4%	98.2%	98.2%	94.5%	98.2%	80.0%	92.7%
④ 開催回数	75	74	74	76	77	80	82
⑤ 徳島法人会講師派遣校数	33	32	34	26	34	19	25
⑥ 徳島法人会講師派遣校割合(⑤/②)	61.1%	59.3%	63.0%	50.0%	63.0%	43.2%	49.0%
⑦ 徳島法人会講師派遣回数	46	43	45	44	45	37	54
⑧ 徳島法人会講師派遣回数割合(⑦/④)	53.1%	58.1%	60.8%	57.9%	58.4%	46.3%	65.9%



# ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページから

確定申告書作成コーナーなら  
自宅ですべて申告♪



確定申告

書き方や計算が分からない...



入力がめんどろ...



会社が休めない...



## 自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

## 自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

## 自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!

さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

税務職員ふたば

お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に当たってのご不明点等  
所轄の税務署へお電話ください

# 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

## ICカードリーダーライター無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

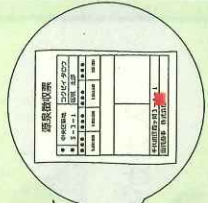
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダーライターがなくてもOK



## スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます！



## スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲  
(NEWは令和4年1月から対応予定)

### 【対象所得】

- ▶ 給与所得
- ▶ 雑所得
- ▶ 一時所得
- ▶ 特定口座年間取引報告書 (NEW)
- ▶ (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- ▶ 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) (NEW)
- ▶ すべて所得控除
- ▶ 政党等寄附金特別控除
- ▶ 災害減免額
- ▶ 外国税額控除 (NEW)
- ▶ 予定納税額
- ▶ 本年分で差し引く繰越損失額

### 【各種控除等】

## 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



このチラシには納税中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・Google Chromeの支那版は、Google LLCの中国または香港版です。  
・Windows、Microsoft Friendの支那版は、米国政府の承認を受けた米国Microsoft Corporationの商標です。



# ネットでe-Tax

かんたん・便利♪

# スマートフォンから!

## STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

確定申告書作成コーナー

推奨ブラウザ

iPhoneの方



Safari



確定申告書作成コーナー  
にアクセス

確定申告



## STEP 2 送信方法を選択

① 申告準備

### 申告内容に関する質問

確定申告をする年は令和3年分ですか。

はい

いいえ

② 提出方法を選択してください。

③ マイナンバーカード方式を選択した場合は、マイナンバーカードから各種印刷品を取得し、所得税の届出は以下のリンクからご確認ください。

> マイナンバーカードの届出について

e-Tax (マイナンバーカード方式)

e-Tax (ID・パスワード方式)

画面

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方

e-TaxのID (利用者識別番号) と  
パスワード (暗証番号) を入力



ID・PW  
が目印

住所、氏名等の情報が  
表示されます



### マイナンバーカード方式



「マイナンバーアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告される2人が同一住所の本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、ID・パスワード方式の届出完了通知が申告書の控えと一緒に送付されている場合がほとんどです。ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

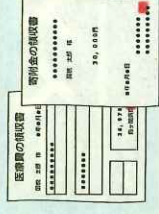
## STEP 3 金額などを入力

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票  
などを入力

### 控除の入力



医療費やふるさと納税の領  
収証などを入力

e-Taxで送信

スマホのカメラで自動入力! (給与所得の源泉徴収票)



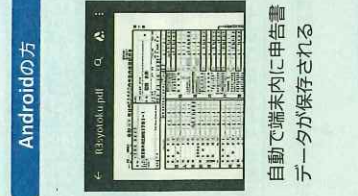
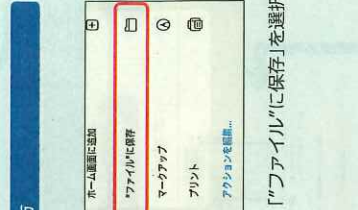
カメラを起動して  
源泉徴収票を撮影

NEW!!



読取内容が自動入力

## 保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

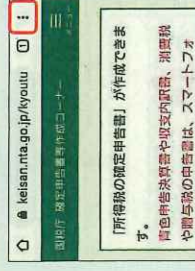
## 保存データの確認方法

### iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから  
確認することができます

### Androidの方



「ダウンロード」メニューから  
保存データを確認できます

この説明には別添資料が添付されています。  
この冊子には著作権が認められておらず、Apple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、Apple Inc.の登録商標です。  
iPhone、Safariの名称はApple Inc.の登録商標です。iPhoneの商標は、Apple Inc.の登録商標です。iPhoneの商標は、Apple Inc.の登録商標です。



# 確定申告 × マイナポータル

## 自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

### ふるさと納税

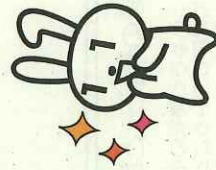
### 株式の特定口座

### 住宅ローン控除関係

### 生命保険

### 地震保険

### 医療費 (注4)



## 令和3年分確定申告から さらに広がる自動入力！

**注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。**

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報 (保険診療分)** が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です (令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報 (保険診療分) が取得可能となる予定です。)

**今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。**

## ～マイナポータル連携を行う前の事前設定～



マイナンバーカードの取得申請はこちら

STEP 1 マイナンバーカードの取得

メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで各種証明書が取得できる

本人確認書類になる！

健康保険証と一体化予定 (令和3年10月～本格運用)

運転免許証と一体化予定 (令和6年度末)

STEP 2 マイポータルの開設

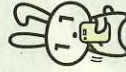
「マイナポータルサービス」にアクセス！



マイポータルの開設はこちら

STEP 3 マイポータルの「もっとつながる」設定

マイポータルの「もっとつながる」メニューからマイポータルとe-Tax (※1) 及び民間送達サービス (※2) をつなげます。



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ (連携) 設定

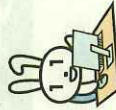
① 証明書等の発行元 (例：ふるさと納税のポータル事業者等) がマイナポータル連携に対応していること、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。

② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。

手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます (発行元が対応している場合)。ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。



マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら



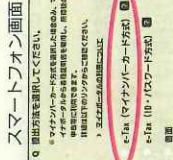
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン (又はカードリーダー) が必要です。  
・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。  
・このチラシには開演中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。



# ダイレクト納付はとっても便利

## 事務効率化・ペーパーレス化に取り組み皆さまへ

電子申告が普及した今、その申告データを使って、自宅やオフィスで簡単納税しよう！



便利

金融機関へ行かずに納付可能

簡単

ネットバンク契約不要

安全

非対面・非接触

### メリット

納付書の  
手書き  
作成が不要

- ・納付書・徴収計算書（※1）を電子提出
- ・手書き作成不要のため税務署に行く必要なし
- ・徴収高計算書・納付の確認はデータ保管（※2）

（※1）納付額がない徴収計算書も提出可能（※2）メッセージボックスで管理

自宅や  
オフィスで  
納付手続

- ・税務署や銀行へ行かずに指定した預貯金口座から振替
- ・納付日を指定できるので納付を忘れる心配なし
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能

国税・地方税  
合わせて  
便利に

国税のダイレクト納付に合わせて地方税のダイレクト納付（※）を利用すれば、国税のほか、複数の市町村へ電子納付可能  
⇒ 地方税のダイレクト納付利用により全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子納付することができます

（※）国税と地方税のダイレクト納付の利用には、それぞれ利用手続が必要です

## e-Taxを利用されている方が、ダイレクト納付を利用するには？

利用可能な金融機関  
に預貯金口座がある

ダイレクト納付利用  
届出書を税務署に提出



法人事業者は、書面の届出書を提出してください。利用開始までに1か月程度かかります。  
なお、個人事業者は、届出書をオンラインで提出でき、即日利用可能です。  
電子申告をご利用の方は、利用開始前月の届出が必要です。

○ ご不明の点がございましたら、所轄の税務署にお尋ねください。

高松国税局

（令和3年7月）

## 国税のキャッシュレス納付に関するWEBサイト

### ダイレクト納付について もっと知りたい！



ダイレクト納付等の概要、利用手順やよくある質問をまとめたホームページです。  
【よくある質問はメニューボタン内にあります】



使ってみよう！  
ダイレクト納付を開始するための手続きをまとめたマニュアルです。



ダイレクト納付のご紹介  
（WEB-TAX-TV動画）  
キャッシュレス納付の紹介のほか、国税に関する様々な動画が掲載されています。

### 簡単な操作で預貯金口座から振替



（注1）納付情報を作成して、納付することもできます  
（注2）納付する国税の法定納期前まで指定できます

税理士が代理で電子申告されているか  
税理士の方が納税者に代わって、上記の操作が可能です。納付日を伝えていただくなどご利用ください。

国税庁 **ダイレクト納付** 検索

### 地方税ダイレクト納付方法のご案内

『地方税共通納税システム』から、個人住民税（特別徴収分）も電子納付することができます。

詳しくは右のQRコードからeTAXホームページをご覧ください。

※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要ですが、国税と地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。



全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子納付することができ、納税事務の負担が軽減されます。



国税の納付は、  
簡単・便利な

# 電子納付

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

## 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
- ▶ 電子証明書(添付)やICカードリーダーは不要です!

## 便利

- 金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません!
- ▶ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です!
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予約)が簡単にできます!(P4「ダイレクト納付を利用した予約」をご覧ください)

地方税より  
納付方法のご案内

○「地方税共通納税システム」から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることが出来ます。  
詳しくはTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。  
※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

## ダイレクト納付を利用するには

- ▶ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**  
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。
- ▶ **e-Taxの利用開始手続をする**  
e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。  
※ 既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。
- ▶ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**  
「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。  
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。  
※ 「ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。1



## ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する  
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐ納付される方」  
又は  
「今すぐに納付される方」を選択  
届出された預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。  
※ 振替不足で納付が完了しなかった場合、必要額納税額を入力していただいた上で、の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。  
ダイレクト納付の一連の手続については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手順マニュアル」をご覧ください。
- 4 「納付日を指定される方」を選択  
届出された預貯金口座の残高を  
ご確認ください。  
「納付日を指定される方」を選択した場合、メッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。  
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスのご登録をお勧めします。  
※ 「納付日を指定される方」を選択した場合は、**届出した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。**



## 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を  
押印後、住所等変更を所管する税務署へ提出してください。  
※ 記載要領は、本人を制していません。

<p>① 提出年月日を記載します。</p> <p>② 届出先の住所等を記載します。</p> <p>③ 届出先(住所)を記載し、預貯金口座を登録し、印を記載します。</p> <p>④ 上記の住所と申告書に記載した住所が異なる場合は、申告書等に記載した住所を記載します。</p> <p>⑤ 預貯金口座の名称とフリガナを記載します。 [注] 1. 申告書等を行う法人名称(本人名称)の口座に限り、氏名(個人等)が異なる場合には、必ず代表者氏名(個人等)も記載してください。</p> <p>⑥ 銀行等を二利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。 なお、口座については、現在、ダイレクト納付の口座番号が7桁未満である場合は、お振込ですが振込番号で記載してください。 (例) 0001234</p> <p>⑦ 必ずお振込銀行をご利用になる場合、記号番号を記載し、印を必ず押す所となります。 また、お振込先を必ずご確認ください。</p> <p>1 振込口座、お振込先、お振込金額 2 振替口座の場合</p>	<p>① 法人番号を記載します。 法人の法人番号(法人番号)を記載します。</p> <p>② 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。</p> <p>③ ①から④までを記載後、印が不明な場合は、下の欄へ押印してご確認ください。</p> <p>④ 利用者金融機関及び納付書印の届出印を必ずご登録ください。</p>
---	---



事業者の方へ

令和3年10月1日

登録申請  
受付開始!

消費税の  
インボイス  
制度



令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することが出来ます。

登録申請手続は、e-Tax  
をご利用ください!!

[e-Taxソフト(WEB版)],[e-Taxソフト(SP版)]をご利用  
いただくと言間に回答していただくことで申請が可能

e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」  
ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

「インボイス」  
ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書	△△商事株式会社 登録番号 T0123456789 x x年11月30日	
⑥	11月分 131,200円	
②	品名	金額
	魚	5,000円
	豚肉	10,000円
	タオルセット	2,000円
③	合計	120,000円
	消費税	11,200円
	消費税	3,200円
	消費税	8,000円
④	⑤	⑥

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の  
郵送による  
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

名称	所在地	管轄地域
高松国税局 インボイス登録センター	T 760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国各地からでも  
誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点を講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時

説明会サイトに掲載(随時掲載)

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。

→ [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenseiritsu/invoice\\_setsumeikai.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenseiritsu/invoice_setsumeikai.htm)

定員

各回100名  
(先着順)

費用

無料  
(通信費用は実費となります)

説明会サイトへ





## 適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の  
理解のために —

**令和5年10月1日**

**消費税**の仕入税額控除の方式は  
**適格請求書等保存方式**に



**国 税 庁**

この社会あなたの税がいきている

(令和3年7月)



# 令和3年度税制改正大綱

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

## (3) 相続税・贈与税のあり方

### ① 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

### ② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の

-18-

あり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

## 6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

デジタル技術は経済活動の隅々まで浸透しつつあり、「経済のデジタル化」が急速に進展している。このような時代の変化に対し、モノを中心とした産業時代に形成された国際課税原則（「恒久的施設（PE：Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が適切に機能しないと問題が顕在化している。

また、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、知的財産等の国境を越えた取引が拡大し、軽課税国への利益移転が容易となる中、各国が低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きが活発化しており、過度な法人税の引下げ競争に歯止めをかけることが急務となっている。

経済のデジタル化によって生じるこうした国際課税上の課題への対応については、2021年半ばまでに国際的な合意をまとめるべく、OECDを中心に議論が行われている。

経済のデジタル化に対する解決策は、わが国企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものでなければならない。また、税制の不確実性をもたらす一国的な課税措置の拡散を防止するためにも、国際的なコンセンサスに基づく解決策への合意は、喫緊の課題である。わが国としては、令和2年度与党税制改正大綱で示した基本的考え方に沿って、OECDを中心とする国際的な議論に貢献し、国際的な合意に向けて、一層主導的な役割を果たしていくことが重要である。

また、国際的な租税回避や脱税への対応については、今後も引き続き、国際的な議論や租税回避の態様等を踏まえ必要な見直しを迅速に講じていく。併せて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

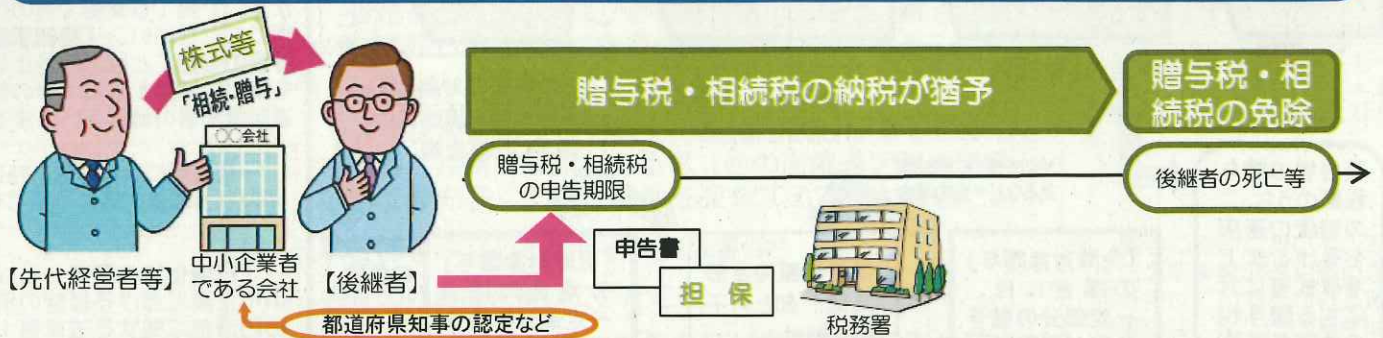
## 7. 円滑・適正な納税のための環境整備

### (1) 国際化に対応した適正課税の確保



# 非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃**や**納税猶予割合の引上げ(80%から100%)**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>5年以内の特例承継計画の提出</b> 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から <b>20歳以上の者</b> への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定 相続人(直系卑属)・孫への贈与

- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。

※ **特例措置の適用を前提**として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



税務署

令和3年5月

この社会あなたの税がいきている



[本文へ](#) [English](#) [文字拡大・読み上げ](#) [利用者別に調べる](#) [サイトマップ](#)[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙](#)[刊行物等](#)[法令等](#)[お知らせ](#)[国税庁等について](#)[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [相続税](#)

/ No.4155 相続税の税率

## No.4155 相続税の税率

[令和3年4月1日現在法令等]

相続税額の算出方法は、各人が相続などで実際に取得した財産に直接税率を乗じるというものではありません。

正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた残りの額を民法に定める相続分によりあん分した額に税率を乗じます。この場合、民法に定める相続分は基礎控除額を計算するときに用いる法定相続人の数に応じた相続分(法定相続分)により計算します。

実際の計算に当たっては、法定相続分によりあん分した法定相続分に応ずる取得金額を下表に当てはめて計算し、算出された金額が相続税の総額の基となる税額となります。

### 相続税の税率

【平成27年1月1日以後の場合】 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

この速算表で計算した法定相続人ごとの税額を合計したものが相続税の総額になります。

なお、平成26年12月31日以前に相続が開始した場合の相続税の税率は上記と異なります。

(相法16、平25改正法附則10)

参考： [関連コード](#)[4152 相続税の計算](#)

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。電話相談をご利用ください。

[このページの先頭へ](#)



## No.4408 贈与税の計算と税率(暦年課税)

[令和3年4月1日現在法令等]

贈与税の計算は、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引きします。次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。ここでは計算に便利な速算表を掲載します。速算表の利用に当たっては基礎控除額の110万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算してください、それにより贈与税額が分かれます。

### 贈与税の速算表

平成27年以降の贈与税の税率は、次のとおり、「一般贈与財産」と「特例贈与財産」に区分されました。

#### 【一般贈与財産】(一般税率)

この速算表は、「特例贈与財産」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

#### 【特例贈与財産】(特例税率)

この速算表は、直系尊属(祖父や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)※への贈与税の計算に使用します。

※ 「その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系尊属のことをいいます。

例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。(夫の父からの贈与等には使用できません)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

贈与税の具体的な税額計算は、次の(1)から(3)の計算例を参考にしてください。

- (1) 「一般贈与財産」の計算をする場合
- (2) 「特例贈与財産」の計算をする場合

///C:/Users/a152996/AppData/Local/Temp/S25IXTFV.htm

2021/11/1

(3) 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の計算が必要な場合

### (1) 「一般贈与財産」の計算

例えば、次のような贈与の場合に、この計算方法となります。

- ・直系尊属以外の親族(夫、夫の父や兄弟など)や他人から贈与を受けた場合
- ・直系尊属から贈与を受けたが、受贈者の年齢が財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳未満の者の場合(20歳未満の子や孫の場合)

(例) 贈与財産の価額が500万円の場合(「一般税率」を使用します。)

基礎控除後の課税価格 500万円 - 110万円 = 390万円  
贈与税額の計算 390万円 × 20% = 78万円

### (2) 「特例贈与財産」の計算

例えば、財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳以上の子や孫が父母又は祖父母から贈与を受けた場合に、この計算方法となります。

(例) 贈与財産の価額が500万円の場合(「特例税率」を使用します。)

基礎控除後の課税価格 500万円 - 110万円 = 390万円  
贈与税額の計算 390万円 × 15% = 58.5万円

### (3) 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の計算が必要な場合

例えば、20歳以上の方が、配偶者と自分の両親の両方から贈与を受けた場合などに、この計算となります。

この場合には、次のとおり計算します。

- ① 全ての財産を「一般税率」で計算した税額に占める「一般贈与財産」の割合に応じた税額を計算します。
- ② 全ての財産を「特例税率」で計算した税額に占める「特例贈与財産」の割合に応じた税額を計算します。
- ③ 納付すべき贈与税額は、①と②の合計額です。

(例) 一般贈与財産が100万円、特例贈与財産が400万円の場合の計算

- ① この場合、まず、合計価額500万円を基に次のように計算します。

(全ての贈与財産を「一般贈与財産」として税額計算)

500万円 - 110万円 = 390万円  
390万円 × 20% = 78万円

(上記の税額のうち、一般贈与財産に対応する税額(一般税率)の計算)

53万円 × 100万円 / (100万円 + 400万円) = 10.6万円…①

次に「特例贈与財産」の部分の税額計算を行います。

- ② この場合も、まず、合計価額500万円を基に次のように計算します。

(全ての贈与財産を「特例贈与財産」として税額計算)

500万円 - 110万円 = 390万円  
390万円 × 15% = 58.5万円

(上記の税額のうち、特例贈与財産に対する税額(特例税率)の計算)

$$48.5万円 \times 400万円 / (100万円 + 400万円) = 38.8万円 \dots \textcircled{2}$$

(贈与税額の計算)

$$\textcircled{1} \text{ 贈与税額} = \textcircled{1} \text{ 一般贈与財産の税額} + \textcircled{2} \text{ 特例贈与財産の税額}$$

上記の場合 ①10.6万円 + ②38.8万円 = 49.4万円…贈与税額

(相法21の2、21の5、21の7、措法70の2の4、70の2の5)

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧ください。電話相談をご利用ください。

[このページの先頭へ](#)

<b>税の情報・手続・用紙</b> <ul style="list-style-type: none"><li>税について調べる</li><li>申告手続・用紙</li><li>納税・納税証明書手続</li><li>税理士に関する情報</li><li>お酒に関する情報</li><li>税の学習コーナー</li></ul>	<b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>税法(e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)</li><li>法令解釈速達</li><li>その他法令解釈に関する情報</li><li>事務運営指針</li><li>国税庁告示</li><li>文書回答事例</li><li>質疑応答事例</li></ul> <b>お知らせ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>トピックス一覧</li><li>報道発表</li><li>パブリックコメント</li><li>調達情報・公開情報</li><li>不審な電話や振り込み詐欺にご注意を</li><li>その他のお知らせ</li></ul>	<b>国税庁等について</b> <ul style="list-style-type: none"><li>国税庁の概要</li><li>組織(国税局・税務署等)</li><li>採用情報</li><li>国税庁の実績評価</li><li>調査会・研究会等</li><li>情報公開</li></ul> <b>利用者別情報</b> <ul style="list-style-type: none"><li>個人の方</li><li>法人の方</li><li>源泉徴収義務者の方</li></ul>
---	--	---